

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

八尾市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大阪府八尾市

3 地域再生計画の区域

大阪府八尾市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、平成2年の277,568人から継続して減少傾向にあり、令和2年8月末日現在では265,548人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると令和27年には219,000人まで減少することが予想されている。

年齢3区分別人口では、生産年齢人口が平成7年にピークを迎え、その後減少に転じている。また、年少人口は年々減少を続けている一方で老年人口は年々増加を続け、平成13年からは年少人口を上回っている。令和2年8月末日現在には年少人口32,390人、生産年齢人口157,915人、老年人口75,243人となっている。高齢化率は、平成7年に10%を超え、その後、年々増加し、平成27年では27.4%と4人に1人以上が高齢者となり、高齢化社会に突入している。総人口では、ごく僅かな減少傾向だが、年齢3区分別では、65歳以上の老年人口の増加、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少は顕著である。

自然動態については、出生数が死亡数を上回っていたが、年々その差は縮まり、平成20年に逆転して以降は自然減となっており、令和元年では1,050人減少している。合計特殊出生率については、平成27年以降上昇傾向にあったが、平成29年には低下し、平成30年には1.32となっている。

社会動態については、昭和50年まで転入が転出を上回っていたが、その後は転出が転入を上回り、平成25年以降は大規模マンションの建設の影響等もあり、転入が転出を上回った。近年、転入数と転出数がほぼ同じになっているが、令和元

年は70人の転出超過となっている。

このまま人口減少が進行すると、行政機能の低下、財政難、社会保障制度の維持困難、事業所の減少、企業活力の低下、労働力不足、地域コミュニティの希薄化、地域活力の低下、といった様々な課題が生じる。

このような課題に対応するため、以下の(1)から(6)までの取組を推進する。

(1) 地域特性を踏まえた安全安心に過ごせるまちの実現

災害時も想定し、安全に安心して過ごせるまちの実現に向けた施策の展開や、引き続き、身近な地域での支え合いのコミュニティの醸成が求められる。また、地域別人口の推移や傾向は、地域ごとに特性のある状況にあり、特性を踏まえた施策の展開が求められる。あらゆる主体が連携して活動し地域課題を解決するために、これまで地域のまちづくりに関わる機会がなかった多様な市民、地域で活動する企業や団体などが活動に参加するきっかけを増やすことにより、地域のまちづくりに関わる層を厚くしていくことが求められる。

(2) いつまでも心身ともに健康に暮らせるまちの実現

健康寿命を延ばし、誰もが生きがいを持って、活躍できることが社会の要請ともなっている。そのため、個人の健康づくりが継続できるよう、多様な主体が連携しながら社会全体で後押しするような、健康を守る取り組みが求められる。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染等による市民の生命・健康の危機に対し、拡大防止や治療等の対策が適切に行われることが必要である。

(3) 若い世代が地域に定着し、将来も見据えた安心して暮らせるまちの実現

若い世代の転出予定や転出意向の理由の上位に「就学・就職・転勤」があり、子どもの可能性を拓く、魅力的な教育環境の整備や、結婚や子育てなどを契機に再び転入し、暮らしたいと思える環境づくりが求められている。また、少子化対策に効果がある策として未婚者のニーズが高い支援策は、「結婚に対する支援」、「経済的安定化」、「住宅面の支援」となっている。希望する子どもをもつことができていない若い世代がみられるなかで、結婚や出産は個人の自由な決定に基づくものであることを前提として、子どもをもつことを希望する若い世代が、理想とする子どもの数を叶えることができるように環境や支援策

を整えていくことが必要である。

(4) 一人ひとりが個性を尊重され、自分らしく活躍できるまちの実現

女性、高齢者、障がい者等すべての市民に光があたり、誰一人取り残されない地域社会を築いていくことが必要である。近年増加傾向にある外国人住民は、今後も増加していくことが見込まれることから、外国人との共生社会づくりを進めていくことが必要である。また、誰もが地域や職場において活躍できる環境整備を進めることが必要である。様々な生涯学習・文化・スポーツなどの活動が行われ、地域社会のために活動している人が増え、市民同士の交流を活発にし、居場所や活躍できる機会の充実が求められる。

(5) しごとの場の充実につながる、活発な産業活動が展開されるまちの実現

八尾市産業の半数近くの就業者が市民であり、産業の活力のありようが市民の暮らしに大きく影響を及ぼすと考えられるため、引き続き、産業の振興を図ることにより、しごとの場の充実を図ることが重要である。全国でも有数の「ものづくりのまち」として、多様な生産工程や技術が集積していることを強みとして、地域内のつながりによる新たな取り組みへのチャレンジ意欲と、その取り組みを応援する機運醸成により、八尾の産業の稼ぐ力を高めていくため、事業承継支援を含む既存事業所の継続策や新規事業所の増加に向けた創業支援、成長分野に向けた支援、企業誘致や企業の流出防止対策等の充実が必要である。また、新型コロナウイルス感染症への対応等により、事業活動等をはじめとした社会全体においてデジタル化が加速している状況である。今後、行政のデジタル化とともに、事業者のデジタル化への支援が必要となる。

(6) 大都市近郊の利便性と、歴史文化・自然の豊かさが両立する魅力あるまちの実現

本市は大都市に隣接する利便性と、高安山等の自然や歴史文化の豊かさを味わえる魅力的な住環境を活かして定住意向を高めるとともに、定住とは違う多様な形で八尾に関わる「関係人口」の考え方を活かし、八尾に興味や愛着をもって関わる人々を増やす、定住につながる裾野の拡大に向けた取り組みについても、市民とともに市全体で進めることが必要である。また、2025年大阪・関西万博を見据え、万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」に資する取り組みを通じて、まちの活性化を図り、住みよいまちとしてのイメージ

の確立が求められる。

これらの取組を推進するに当たり、次の事項を本計画における基本目標として掲げる。

- ・基本目標 1 地域特性をふまえたまちづくりが進み、安全・安心に暮らせるまち
- ・基本目標 2 みんなの健康をみんなで守る健康づくりのまち
- ・基本目標 3 若い世代が自分の将来を見つめ学び、ライフプランが実現できるまち
- ・基本目標 4 誰もが自分の持つ能力や経験を活かし、地域や職場で活躍できるまち
- ・基本目標 5 経済成長を推進する、未来志向の産業振興をめざすまち
- ・基本目標 6 行ってみたい、関わってみたい、住みつづけたい、魅力があふれるまち

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度)	達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標	
				第1期 (令和2年度まで)	第2期 (令和3年度以降)
ア	市民協働と地域自治の推進に関する満足度 ※	24.8%	30%	基本目標 1	—
	安全安心のまちづくり満足度 ※	33.2%	35.1%		
	校区まちづくり協議会が多様な主体と連携した事業数	4本	7本	—	基本目標 1
	つなげる支援室で支	—	250件		

	援調整などを行った件数				
イ	健康のために運動を心がける市民の割合 ※	48.9%	65%	基本目標 2	—
	健康寿命	男性79.3歳 女性83.4歳	男性80.5歳 女性84.6歳	—	基本目標 2
ウ	こどもが健やかに育ち、子育てしやすい環境満足度 ※	26.8%	35%	基本目標 3	—
	認定こども園における幼児教育の取り組みに対する評価を肯定的に回答した保護者の割合	92.4%	95.0%	—	基本目標 3
	将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	73.5%	78.0%		
エ	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合 ※	38.1%	40.0%	基本目標 4	—
	住民主体活動に参加している在宅高齢者の割合	1.2%	3.0%	—	基本目標 4
	男女共同参画が実現していると思う市民	29.9%	34.7%		

	の割合				
オ	まちづくりにおいて産業振興が重要と考える市民の割合 ※	45.9%	60%	基本目標 5	—
	立地制度活用による工場立地件数	9件	10件	—	基本目標 5
	産業分野にかかわる関係人口の対基準年度比率	100.0%	125.0%		
カ	住み続けたいと感じる市民の割合	80.3%	86.0%	基本目標 6	基本目標 6

※令和2年度までに実施した事業の効果検証に活用。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

八尾市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 地域特性をふまえたまちづくりが進み、安全・安心に暮らせるまちづくり推進事業

イ みんなの健康をみんなで守る健康づくりのまちづくり推進事業

ウ 若い世代が自分の将来を見つめ学び、ライフプランが実現できるまちづくり推進事業

エ 誰もが自分の持つ能力や経験を活かし、地域や職場で活躍できるまちづくり推進事業

オ 経済成長を推進する、未来志向の産業振興をめざすまちづくり推進事業

カ 行ってみたい、関わってみたい、住みつづけたい、魅力があふれるまちづくり推進事業

② 事業の内容

ア 地域特性をふまえたまちづくりが進み、安全・安心に暮らせるまちづくり推進事業

多様な地域特性を踏まえた魅力的な「地域のまちづくり」が進むよう、多様な市民の参加・参画を推進し、豊かなコミュニティの支え合いの中で自己実現を図り、生きがいの感じられるまちの実現に取り組む。

そういった地域力の高まりの中で見守りネットワークが充実し、誰もが安全に安心して暮らせるまちにしていく。

【具体的な事業】

- ・各地域の想いの実現に向けた、地域が主体となったまちづくりへの支援
- ・地域における避難行動要支援者の把握支援や地域との連携による日頃からの見守り体制づくりの推進 等

イ みんなの健康をみんなで守る健康づくりのまちづくり推進事業

「みんなの健康をみんなで守る」を合言葉に、市民、地域、事業者、行政で協力し合う、市を挙げた住民運動とすることで、互いに励まし合いながら取り組みのハードルを下げ、息の長い取り組みとして定着するよう環境を整え、健康づくりのまちの実現に取り組む。

ライフステージに沿い、健康を意識した生活習慣の定着に向けた施策を展開し、身近な地域を基点に幅広い実践を重ねながら、地域における「健康コミュニティ」の広がりを図る。

【具体的な事業】

- ・健康日本21八尾計画及び八尾市食育推進計画に基づく、市民が主体となった日々の健康づくりの推進支援
- ・地域拠点における「あなたのまちの健康相談」の実施 等

ウ 若い世代が自分の将来を見つめ学び、ライフプランが実現できるまちづくり推進事業

若い世代が、自らの将来を思い描く結婚や子育て等のライフプランを持

ち、希望を持てる、選ばれるまちの実現に取り組む。

そのためにも、豊かな地域コミュニティの中で、切れ目なく妊娠・出産・子育て支援が展開され、良好な住環境が整備されるとともに、未来を切り拓く子どもの可能性が伸びる魅力的な教育環境を整え、定住志向の高まりにつなげる。

【具体的な事業】

- ・結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実
- ・小・中学校間で連続性のあるカリキュラムに基づく授業実践による教育振興

エ 誰もが自分の持つ能力や経験を活かし、地域や職場で活躍できるまちづくり推進事業

誰もが生涯にわたって学び、また、これまで培ってきた様々な経験や技能を様々な場面で活かし、職場や地域のまちづくりで活躍できるまちの実現に取り組む。

【具体的な事業】

- ・高齢者あんしんセンターや地域での介護予防教室の開催
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現など、女性が働きやすい職場づくりに関する取り組み

オ 経済成長を推進する、未来志向の産業振興をめざすまちづくり推進事業

誰もが、いつまでも生きがいをもって働くことができるよう、創業・起業や事業承継を進め、「しごと」の場が充実するまちの実現に取り組む。

そのためにも、商工業の交流・連携を進め、付加価値の高い八尾ブランドの浸透を進めるなど、地域資源を活かした産業振興を進める。

【具体的な事業】

- ・製品・商品の高付加価値化に向けた支援
- ・創業支援機関の連携による、各種相談等を通じた創業に関する取り組みの実施

カ 行ってみたい、関わってみたい、住みつづけたい、魅力があふれるまちづくり推進事業

国内外から八尾を訪れてみたい、八尾に関わってみたいという個人や企

業・団体が増え、市民であることの誇りやまちへの愛着の高まりにつなげ、八尾に暮らし続けたいという人を増やす。また、新たな魅力づくりに向けた取り組みや多様な魅力の戦略的な発信を進め、八尾のイメージを確立し、高めるとともに、魅力あふれるまちの実現に取り組む。

【具体的な事業】

- ・八尾の文化、史跡など地域資源の発掘と魅力向上に関する取り組み
- ・大学等に集積する知識や情報、ノウハウを地域づくりに活かすとともに、地域の担い手づくりや活性化を図る取り組みの実施 等

※なお、詳細は第2期八尾市総合戦略（前期戦略）のとおり。

※ただし、地域再生計画「映画づくりを通じた『八尾の魅力』・『八尾への愛着』向上推進計画」の5-2の⑥に掲げる事業実施期間中は、同②に位置付けられる事業を除く。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

2,365,000千円（令和2年度～令和6年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度、KPI達成状況を分析し、6～7月に産・官・学・金・労・言の各分野の有識者と公募市民による審議会の関与を得ながら効果検証を行い、その審議内容を本市のホームページにおいて公開し、更なる事業展開等へつなげていく。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで